

町の令和5年度会計年度任用職員を募集します

4月から町で働く会計年度任用職員を募集します。

■職種

- ①事務補助 ②保育士 ③保育所勤務看護師 ④調理員 ⑤町民温泉フロント職員 ⑥幼稚園教諭 ⑦用務員 ⑧体育施設管理人 ⑨運転手 ⑩発掘調査事務補助員 ⑪学校読書推進員 ⑫英語教育推進員 ⑬学校特別支援教育支援員 ⑭適応支援相談員 ⑮放射線測定事務補助員 ⑯文化遺産センター受付職員 ⑰保健センター勤務の保健師・助産師・看護師

■資格など

- ②保育士資格のある人
- ③看護師免許のある人
- ⑥幼稚園教諭免許のある人
- ⑧草刈機を扱える人
- ⑨大型運転免許資格のある人
- ⑩発掘経験がある人
- ⑫英語教員免許または英語講師などの経験がある人
- ⑰各免許がある人

■勤務形態

- ▽フルタイム(勤務時間が週38時間45分以上)※⑦のみ
  - ▽パートタイム(勤務時間がおおむね週7時間〜36時間)
- ※職種によって形態が異なります。  
※パートタイムは兼業が認められますが、町と兼業先の勤務時間

との合計が労働基準法で定める労働時間(週40時間または1日8時間)を超える場合、勤務できません。確認のため報告を求めると場合があります。

■給与など

「平泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」により支給されます(支給要件あり)。フルタイム勤務の人は、6カ月以上勤務し退職したとき、退職手当が支給されます。

■申込方法

申込書に必要事項を記入して提出してください。申込書は役場2階の総務課で配布しているほか、ホームページからダウンロードできます。資格が必要な職種に申し込む人は、免許状などのコピーを申込書に添付してください。

■申込期限：1月31日(火)

■その他

書類選考後に「令和5年度平泉町任用予定者名簿」に記載されますが、職種毎の任用状況により、名簿記載順および希望の勤務形態などで採用するものではありません。名簿記載の有効期限は、令和6年3月31日までです。

■申し込み・問い合わせ先

総務課 ☎46-5540

「ひらいらいずみ応援商品券2022」の利用期限は1月10日(火)です

新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受けている町内経済活性化のため発行された「ひらいらいずみ応援商品券2022」の利用期限は、1月10日(火)です。期限を過ぎた商品券は利用できませんので、注意してください。

■取扱事業者

商品券に同封されている一覧

- 観光商工課 ☎46-5572
- 平泉商工会 ☎46-3560

「自分の農地の未来を考える座談会」を開催します

地域農業を今後どう守り後世へ伝えるべきか、その方策を地元農業者などの話し合いにより模索し、きめ細かな農業施策の展開を図るため「自分の農地の未来を考える座談会」を開催します。

地域農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休農地の増加、農産物の価格下落などによる所得の低迷など、さまざまな課題が深刻化しています。町の将来の地域農業の推進に資することを目的に実施します。

■内容

地域の農業の現状に関する説明、農業の将来についての意見交換など

■時間：午後6時30分〜8時

■日程と場所(カッコ内は対象行政区)

- ▽1月19日(木) 役場201会議室(11、12、13区)

表、平泉商工会のホームページを確認してください。

■注意事項

商品券は取扱事業者でのみ使用できます。お釣りは出ませんので注意してください。

■問い合わせ先

- 観光商工課 ☎46-5572
- 平泉商工会 ☎46-3560

▽1月24日(火)長部地区交流センター(14、15区)

▽1月26日(木)戸河内コミュニティセンター(3区)

▽1月31日(火)21区公民館(16、21区)

▽2月2日(木)下達谷公民館(4、5区)

▽2月7日(火)18区公民館(17、18区)

▽2月9日(木)7区公民館(6、7区)

▽2月14日(火)20区公民館(19、20区)

▽2月16日(木)佐野公民館(8、9、10区)

▽2月21日(火)瀬原公民館(1、2区)

■問い合わせ先

農業委員会事務局 ☎46-5567

生活困窮者冬季特別対策事業のお知らせ

石油価格の高騰などを踏まえ、高齢者や障がい者などがいる低所得世帯へ灯油購入費などを一部助成します。

■対象

- ①令和4年12月1日時点で町内に住所があり、令和4年度町民税の非課税世帯で、次のいずれかの世帯(原則、特養、老健、グループホームなどの施設入所者を除く)
- ▽高齢者(満65歳以上)のみで構成される世帯
- ▽身体障がい者(身体障害者手帳1・2級)のいる世帯
- ▽知的障がい者(療育手帳A判定)のいる世帯
- ▽精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級)のいる世帯
- ▽障害基礎年金1級受給者のいる世帯
- ▽特別児童扶養手当1級受給者のいる世帯

▽ひとり親または父母に代わる養育者と18歳未満の児童のみ

■申請方法

申請書に必要事項を記入して押印し、必要書類を持参して役場1階談話室で手続きをしてください。

■持参するもの

- 本人確認書類、印鑑、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害年金証書、特別児童扶養手当証書、児童扶養手当証書、介護保険被保険者証、通帳など

■問い合わせ先

町民福祉課 ☎46-5562

令和4年度第2回「町総合教育会議」を開催します

令和4年度第2回町総合教育会議を次の通り開催します。

■日時

1月24日(火)午後1時30分〜

■場所

役場2階201会議室

■議題

文化財を通したまちづくり

■問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎46-5576

北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が始まりました

三陸沖や北海道の太平洋側の沖合(日本海溝・千島海溝沿い)で巨大地震が発生した場合、北海道から千葉県にかけての広い範囲で甚大な被害が想定されています。日本海溝・千島海溝の周辺では、過去に後発地震が発生した事例があることから、巨大地震の発生可能性が高まっているとき、内閣府および気象庁から、巨大地震への注意を促す情報「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信され、1週間程度の「防災対応のよびかけ」が行われます。

■後発地震注意情報の発信条件

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とそれに影響を与える範囲で、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合(国による想定)

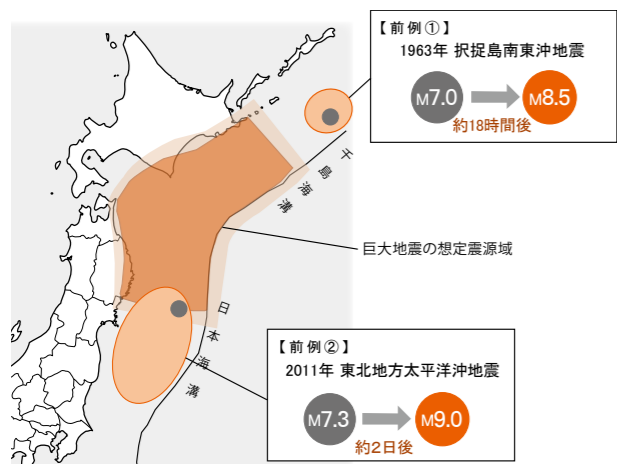
■後発地震注意情報の発信頻度

(国による想定)

おおむね2年に1回程度 ※この情報は、後発地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせするものです。情報を発信後、後発地震が必ず発生するというものではありません。 ※巨大地震は、突発的に発生することもあります。日ごろから地震への備えを確認しておきましょう。

■問い合わせ先

総務課 ☎46-5540



訓練でサイレンを鳴らします

文化財防火訓練のため、1月29日(日)の下記の時間にサイレンを鳴らします。皆様のご理解をお願いします。

- 時間
- ①7:00②8:30③9:20

■問い合わせ先  
総務課 ☎46-5540